

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書(写)

資料 No. 3

東京大学大学院経済学研究科 経済学系 経済学専攻 経済学修士課程 卒業論文

東京労働局長  
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

【異議の内容】

最低賃金額を28円引上げ1013円とした最賃審議会の努力には敬意を表するものの、速やかに1500円をめざすべきである。

【異議の理由】

全労連、東京地評等の共同で労働運動総合研究所が2008年に行った首都圏・若年単身労働者世帯の最低生計費試算の結果は、税・社会保険料を含めて月額232,658円であった。概ね10年前の調査であるが、物価上昇、消費税、復興特別税などの増税、社会保険家計金など公的負担は増加してきた。

こうした状況から考えれば、現在でも上記最低生計費は増額する必要こそあれ、多すぎるということはない。時給1013円で年間2085時間働く労働者の平均月収は、176,008円にしかならず、上記最低生計費に対し、月あたり5万6千円以上不足する。

働けば「健康にして文化的な最低限の生活」が営めることを保障することが、日本国憲法が政府に求めていることである。上記時間額計算に用いた年間労働時間2085時間は、先進国の平均労働時間を大きく超えるものであり、本来もっと少ない労働時間で生活が支えられなければならない。

2019年8月6日

〒190-0012  
東京都立川市曙町 1-10-2  
電話：042-523-3300  
FAX：042-523-3320

三多摩地区労働組合連合協議会

議長  芳賀 次郎



2019年8月7日

東京労働局長

土田 浩史 殿

東京春闘共闘会議

代表委員 荻原 章

東京都豊島区南大塚2-33-10

## 東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、中央最低賃金審議会のAランク目安どおり現行時間額985円に28円プラスした「1時間1013円」に定めることとしている。この東京地方最低賃金審議会の意見について異議を申し立てる。

1時間の時給額がようやく1000円を突破し1013円とした意見について、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論であり不十分ではあるものの、公開された審議会において一定の社会的責務を果たしたことが垣間見え、その部分では評価する。

しかし、「1時間1013円」の改定額では年間1800時間フルに働いても年収182万円を若干超える貧困ライン以下の低年収でしかなく、生活保護基準にも及ばない。この賃金水準では、健康で文化的な最低限度の生活をおくることは絶対的に不可能であり、すくなくとも今年10月の改定で、時給1500円を見据えた100円以上の引き上げ額の決定が必要である。

アベノミクスなる著しく公平性を欠いた「経済政策」により、一部の大企業と資産家に利益(富)が集中し、それをつくりだした労働者に貧困と格差が押し付けられ、低所得層が増加し続ける構造がつけられた。これは意図的につけられた貧困であり、日本経済にも消費低迷という致命傷となっている。この情勢下、東京地方最低賃金審議会における最低賃金の100円以上の大幅引き上げへの期待は、つけられた貧困層の生活を底上げする極めて重要な決定であった。しかし、今年も政治主導で審議は最初から「3%改定ありき」で引かれ、東京は3%以下の28円引き上げという不当な結論を出している。最賃ラインで働く労

働者の実態を直視した議論により決定された結果とはとても言えない。最大の経済圏である首都東京において、積極的な審議・決定が出せなかったことに対し、残念という以外にない。

審議会の運営についても、当事者の直接意見陳述を実現することも無く、非公開の専門部会での密室審議での決定であり、最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態を調査していない。その結果が、私たち働く者の要求とかけ離れた改定額となっている。

本来賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの最低賃金の確保が絶対的条件である。意見された時給1013円は格差と貧困を改善できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもならない金額である。全国の労働組合が実施した「最低生計費調査」においても、時給1500円は最低限度の生活に必要な金額として実態調査をもとに明らかにしている。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていない。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを、東京春闘共闘会議としてここに異議申立てる。

## 記

- 1, 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 2, 現行法制下においても全国平均1,000円以上となるよう、東京で100円以上の大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
- 3, 「東京で早期に1500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の都民の社会的賃金要求である。  
再度審議し、東京で2019年10月発効の最低賃金について少なくとも1時間1100円以上の審議・答申をするよう求めること。
- 4, 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の中で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以 上

2019年8月8日

東京労働局長 土田浩史 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部

中央執行委員長 堀江 英文

住所：中央区日本橋人形町 3-7-13-401

## 東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

去る8月5日の東京最賃審議会が出された最賃改正答申について、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、7月17日付の「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場を多く組織する労働組合で、その賃金実態は、定昇制度もない職場が多く、賃上げもままならず、18歳初任給は15万円以下に、15年も20年も据え置かれており、最賃が上がりなければ賃金も上がらないのが実情です。

今回出された改正答申は、中賃の目安額を1円も上回ることなく28円の引き上げで、時給1013円にするという内容です。これでは当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われず、中賃の目安額ありきの結論と云わざるをえません。しかも、地方との格差は拡大するばかりです。「格差の拡大は地方だけでなく、都市自体の疲弊・社会全体の分断を招き、国の将来にとってマイナスである」と福井県知事も云っていますが、いまこそ全国一律最賃制にし、人としての最低限の生活を保障する最賃額に引き上げるべきです。

改めて申し述べますが、時給1013円では年間1800時間フルに働いても約182万円にしかならず貧困から抜け出すことはとてもかありません。消費購買力を上げて、安倍首相の云う「経済の好循環を作っていく」ことには、時給1013円ではまったくもって望むべくもありません。審議会は意見陳述を拒否していますが、時給1013円では、どれほど大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。

私たちが求めているのは、憲法でも労基法でも保障されている「8時間働けば、最低限の人間らしい生活ができる賃金」です。改めて私たちの意見を真摯の受け止めてもらい、以下の要請事項の実現に向けての審議を要請します。

### 記

1. 私たちの生計費調査では、どこでも「1500円、1600円は最低必要」であることが明らかになっています。「労働者の生活の安定」を目的にしている最賃法の主旨にそって、労働者の生計費を基軸に審議をやり直してください。
2. 審議会の審議内容をすべて開示してください。
3. 貧困と格差解消の要となる「全国一律最低賃金制」の実現に向けて審議をおこない、政府に働きかけてください。
4. 来年度からは、貧困にあえぐ労働者の意見を直接聞いてください。

以上





東京労働局長 土田 浩史 殿

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青年協)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240

(代表者名) 議長 千保 法之

(団体名) 東京地評・全労連加盟単産地域協議会青年部 (東京労連青年部)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

TEL03-3943-6461 FAX03-3943-6471

(代表者名) 事務局長 松井 優希

## 東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見に対する異議 ＝貧困ライン以下に固定化する最低賃金額の見直しを＝

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改定決定」は、現行時間額 985 円に 28 円プラスした、「時間額 1,013 円」に定めることとしている。この東京地方最低賃金審議会の意見に異議を申し立てる。

「時間額 1,013 円」という改定額は、年間 1800 時間フルに働いても年収 182 万円を若干超えるという、貧困ライン以下の水準でしかない。意見の時間額では健康で文化的な最低限度の生活を送ることは絶対に不可能であり、労働者の生活実態を全く考慮していない。一方、時間額 1,000 円を突破したことは多少なりとも評価できるが、地域間格差がさらに広がるなど、問題も多く抱えている。東京においては、時給 1,500 円の実現を見据え、今回の審議で時間額を 100 円以上引き上げる決定が必要である。

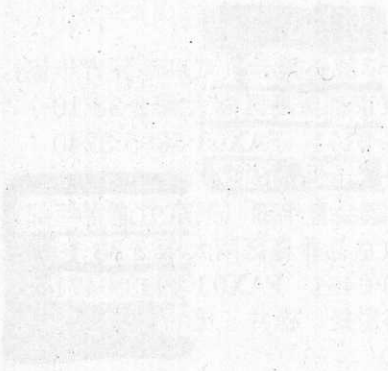
審議会の運営についても、本審が全面公開されるようになったとはいえ、当事者の直接意見陳述を実現することもなく(今年、首都圏で意見陳述をしない最後の都道府県となった)、非公開の専門部会が密室で審議するなかでの決定であり、どのような生活を想定して時間額を決定したのか甚だ疑問である。最低賃金ラインで働く労働者、とりわけ青年労働者の職場や生活実態を具体的に調査することもなく、大幅な引き上げの重要性を正面から審議していない。その結果、私たち働くものの生活実態とかけ離れた改定額となったと考える。

本来、賃金は1日8時間、週40時間労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの最低賃金の確保が絶対条件である。全国的に行われている最低生計費調査でも、1,500円近い時間額が必要という結果となっている。時間額 1,013 円は、ワーキングプア状態を放置する金額であり、将来にわたっての貧困の連鎖に目を向けていない。日本国憲法ならびに労働基準法が定める、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていないのは明白である。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、日本国憲法第25条および13条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条の法の精神と趣旨を忠実に履行する職責を堅持し、再度「人たるに値する生活」を保障するよう強く施すことを、東京地評青年協・東京労連青年部として異議申し立てる。

### 記

1. 現行法制下においても時間額が全国平均 1,000 円以上となるよう、東京での 100 円以上を引き上げる改定審議を求めること。
2. 「東京で早期に 1,500 円を求める」私たちの要求は、同時に圧倒的多数の都民の要求である。再度審議し、東京においては 2019 年 10 月発効の最低賃金について、少なくとも時間額 1,100 円以上の審議・答申をするよう求めること。
3. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう、強く施すこと。



2019年8月13日

東京労働局長  
土田 博史 殿

東京地方医療労働組合連合会  
執行委員長 嘉瀬 秀治

## 2019年度東京都最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、1,013円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

猛暑の中での集中審議を経て、昨年に引き続き（二桁）28円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、答申された金額では、月に155時間働いたとしても157,015円にしかならず、これでは生活できません。非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働かざるを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。したがって今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の東京都最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 安倍政権が進めている物価上昇政策を踏まえれば、3%程度の引き上げでは実質賃金の減少となります。早急に1,500円に到達できるための改正をするべきです。
2. また、最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。

3. 最低賃金の地域間格差をなくして、全国一律の最低賃金を1,500円に改正する必要があります。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が月額8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域偏在は解決できないと考えます。
4. 以上により、改正答申については、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に時間額1,500円にできないのであれば、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

【連絡先】

東京地方医療労働組合連合会(略称 東京医労)

住所 東京都台東区入谷 1丁目9番5号

日本医療労働会館 6階

電話 03-3872-7191 Fax 03-3876-3173

執行委員長 嘉瀬 秀治

2019年8月13日

東京労働局長  
土田 浩史 殿

民放労連関東地方連合会  
執行委員長 池田 幸吉

### 東京の最低賃金1013円決定に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は中央最低審議会のAランク目安どおり現行最低賃金に28円プラスした「1時間 1013円」に決めました。1013円の最低賃金では年間1800時間働いてもワーキングプアと言われている年収200万にも届かず、長時間労働、ダブルワーク・トリプルワークを改善できる額ではない。東京地方最低賃金審議会決定に異議を申し立てます。

アベノミクスは、日本社会に格差と貧困をもたらし、低所得層が増大する政策を推し進めています。日本経済がデフレ社会から脱却できない要因は低賃金労働者の増大なのです。

労働者が8時間働けば普通の生活ができる賃金は25歳独身で1500円以上が必要と全国各地の調査で発表されています。東京地方最低賃金審議会が最低賃金法第1条を真摯に受け止めるならば、1500円を見据えた審議を行うべきです。

東京地方最低賃金審議会の決定は政治主導の3%よりも低い金額であり、最低賃金で働く労働者の意見陳述も聞かずに決定したことは許されない審議内容と言えます。

東京労働局長として、東京地方最低賃金審議会に対し「生計費から最低賃金を決める」視点から東京地方最低賃金審議会を再開し最低賃金額決定の見直しを図ることを要請していただきたい。

#### 記

1. 最低賃金1500円を目指すために今年度は100円以上の増額改定を求めます。
2. 審議会・専門部会の全面公開を求めます。
3. 公開審議で最低賃金ラインの労働者の意見陳述を聞くことを求めます。
4. 全国最低賃金制度の必要性を審議することを求めます。

以上



2019年8月14日

東京労働局  
局長 土田 浩史殿

三多摩国民春闘共闘会議

代表委員 丸田 篤義

全国一律最低賃金制度と東京での時給1500円早期実現を求めて  
—東京地方最低賃金改定にあたっての異議申し立て

厚生労働省の第54回中央最低賃金審議会は7月31日、全国加重平均を時間額27円引き上げ、901円とすることを決め、審議会の改定目安として厚生労働大臣に答申した。

東京に於いては、8月5日の第410東京地方最低賃金審議会で現行の985円に対して28円増額の1013円の最低賃金引き上げの答申を確認し、東京労働局長あてに提出した。

東京地方の最低賃金の引き上げは、中央最低賃金審議会の答申を踏襲したものであり、引き上げ幅も2.84%に留まっており、低廉な労働者の生活保障、労働条件改善、生活安定という最低賃金法の目的が反映された引上げとは言えないものである。

答申で示された最低賃金額1013円で1日8時間22日働いても17万8288円に過ぎず、政府の算出する標準家庭の1か月間の生計費2人世帯で17万8940円、3人世帯で19万9260円と比較しても最低賃金が低い水準にあることは否めないものである。これでは収入から税金や社会保険などが差し引かれると経済的には結婚や出産もできないことは明らかである。

しかも、中央最低賃金審議会がしめした答申の中身を見ても、Aランク28円(改定率3%)、Bランク27円(3.2%)、Cランク26円(3.2%)、Dランク26円(3.4%)に分けられ、全国加重平均901円(昨年874円から3.1%、27円引き上げ)となっており、最高と最低の地域間格差は、現行の224円から226円に拡大している。格差是正を求める世論の高まりを無視し、格差拡大になるような答申はとうてい容認出来るものでない。現行の地域間格差を前提とした最低賃金の決定システムでは、「8時間働けば人間らしく暮らせる賃金」には届かず、大幅引き上げと地域間格差は解消できない。さらに、労働者人口の大都市部への流出、地方の高齢化・過疎化、地域経済の疲弊を深化させ、地方の活力を減退させることになる。

私たちは、地域経済を活性化させ、すべての労働者が人間らしい最低限の生活を保障するため、最低生計費原則に基づき、「全国一律最低賃金制度」確立と最低賃金1500円を求めるものである。

同時に、未だ最低賃金以下で働かされている労働者が10万人近く存在する異常な事態を解消させるためにも東京地方最低賃金審議会の名において中小企業支援策の抜本的な強化と拡充を早期実施を国に要請するように重ねて求めるものである。

私たちは、すべての職場で最低賃金引き上げに基づく賃金引き上げが実行されるように求めるとともに、中小企業の経営のみならず国民経済を疲弊させるような10月消費税率10%引き上げと軽減税率導入に強く反対し、その撤回を要求するものである。





2019年8月16日

東京労働局長  
土田 浩史 殿

## 東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

東京土建一般労働組合  
中央執行委員長 松浦 一雄  
東京都新宿区北新宿1-8-16  
電話 03-5382-3971  
Fax 03-5382-3972

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は28円プラスの時給1013円に定めるとしています。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し立てるものです。

1時間の時給額がようやく1000円を突破し1013円とした意見について、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論であり不十分ではあるものの、公開された審議会において一定の社会的責務を果たしたことが垣間見え、その部分では評価しています。しかし、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較して25%も低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。大手ゼネコン、住宅メーカーの業績が好調でありながら、下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

## 記

- 1 私たちは、「東京で早期に 1500 円」を求めています。再度審議し、東京で 2019 年 10 月発効の最低賃金について、少なくとも 1 時間 1100 円以上の審議・答申をするよう求めること。
- 2 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 3 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の中で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

東京労働局長  
土田浩史殿

令和元年8月16日  
都内で就労している一労働者 武藤 睦美

### 「東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示」異議申出書

私は、東京都渋谷区の職場に、他県から通勤している一労働者です。先日、帰省先の母から、「最低時給が千円を超えたんだって?」と意外な言葉を聞きました。84歳の母から、そのような話題がでるとは思ってもいませんでした。それほど、千円超えの時給は、地方都市でも、大変、驚きを持たれ、興味の的となっています。千円超えの回答については、一通過点として、率直に御礼申し上げます。しかし、東京都の時給としては、まだまだ不足していると思います。

貴労働局長名で公示されました「東京労働局一般公示第267号」により、異議を申し出ます。その異議の内容及び理由は、下記の通り。

#### 記

1. 都道府県別平均引き上げ率が3.09%だと、東京は1,015.4365円以上とする必要がある。もともと時給の高い東京で、ランクごとに一律の引き上げ額28円では、引き上げ率は、一番低く抑えられてしまう。昨年の引き上げ率でも、東京都・神奈川県・大阪府の3県だけが、引き上げ率3%に届いていなかった。昨年も、東京都は、2円弱低い回答だったので、今年の引き上げ分と合わせて、プラス計5~6円は引き上げる必要があると考えます。
2. Dランクの鹿児島地方最低賃金審議会では、今年は目安額3円の引き上げを示唆しており、Dランクでも、29円の引き上げがされる。東京都と鹿児島県では、AランクとDランクで経済的格差が設けられている中、東京地方最低賃金審議会が目安金額どおりの0円では、正しいランク分けとは言えない。また、ランクは不要ではないか。
3. 10月1日から、消費税は、10%になることが予定されています。単純に考えても、引上げ率の2%分は、消費税増税で税控除され、労働者の可処分所得とはならない。様々な物価が上昇している中、実質1%の時給アップでは多くの非正規労働者は生活してゆけません。また、消費税増税は、収入の低い人ほど、大きな影響を受けるのは言うまでもありません。

これらの理由により、目安額の再検討をお願い申し上げます。

以上



2019年8月17日

東京労働局長 土田 浩史 殿

東京地方労働組合評議会女性センター  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10  
TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240  
代表 織城裕平

## 東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見に対する異議

～女性の貧困を固定化する最低賃金額の見直しを～

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改定決定」は、現行時間額985円に28円プラスした、「一時間あたり1,013円」となっている。この東京地方最低賃金審議会の意見に異議を申し立てる。

「時間額1,013円」という改定額は、年間1800時間フルに働いても年収182万円を若干超えるという、貧困ライン以下の水準でしかない。意見の時間額では健康で文化的な最低限度の生活を送ることは絶対に不可能であり、労働者の生活実態を全く考慮していない。一方、時間額1,000円を突破したことは多少なりとも評価できるが、地域間格差の解消にはなり得ない。東京においては、時間額1,500円の実現を見据え、今回の審議で少なくとも100円以上引き上げる決定が必要である。

審議会の運営についても、本審が全面公開されるようになったとはいえ、当事者の直接意見陳述を実現することもなく（今年、首都圏で意見陳述をしない最後の都道府県となった）、非公開の専門部会が密室で審議するなかでの決定であり、どのような生活を想定して時間額を決定したのか甚だ疑問である。最低賃金ラインで働く労働者、とりわけ非正規雇用を選ばざるを得ない女性労働者、母子世帯の働き方や生活実態を具体的に調査することもなく、大幅な引き上げの重要性を正面から審議していない。その結果、私たち働くものの生活実態とかけ離れた改定額となったと考える。

本来、賃金は1日8時間、週40時間労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの最低賃金の確保が絶対条件である。全国的に行われている最低生計費調査でも、1,500円近い時間額が必要という結果となっている。時間額1,013円は、ワーキングプア状態を放置する金額であり、将来にわたっての貧困の連鎖に目を向けていない。日本国憲法ならびに労働基準法が定める、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていないのは明白である。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、日本国憲法第25条および13条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条の法の精神と趣旨を忠実に履行する職責を堅持し、再度「人たるに値する生活」を保障するよう強く施すことを、東京地評女性センターとしてここに異議申し立てる。

### 記

1. 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
2. 現行法制下においても時間額が全国平均1,000円以上となるよう、東京で100円以上引き上げる改定審議を求めること。
3. 「東京で早期に1,500円を求める」私たちの要求は、同時に圧倒的多数の都民の要求である。再度審議し、東京においては2019年10月発効の最低賃金について、少なくとも時間額1,100円以上の審議・答申をするよう求めること。
4. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう、強く施すこと。

以上



2019年8月19日

東京労働局長  
土田 浩史 様

墨田区労働組合総連合  
議長 山城 弘和  
墨田区向島 1-29-10-30

## 2019年度東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見に対する異議申出書

東京地方最低賃金審議会が8月5日に、東京労働局に提出した「東京都最低賃金の改定決定」に異議を申し出ます。

1時間の時給額が1013円との答申になりましたが、この改定額では年間1800時間フルに働いても年収182万円を若干超える金額にしかならず、この賃金では、「健康で文化的な最低限度の生活」からも、到底不可能であります。賃金とは本来、1日8時間、週40時間働いて、人間らしく暮らせるものでなくてはなりません。私たちが望むことは、時給1500円に向けて、そのためにどのような改定額が望ましいのか、追求することです。

この間、私たちは墨田労連も参画する、東部共同行動実行委員会では、小零細業者と労働組合が、下請け工賃と最低賃金の引き上げを求める共同を30年来すすめてきました。全国一律最賃制の確立に向けて、業者の人たちは当初は、「最賃引き上げ」に難色を示していましたが、下請け労賃と最低賃金の引き上げは合致する要求であることが行動と懇談のなかで合意され、共同した運動が、東京の東部地域で続いています。

最近の流れは、A～Dランクの地域間格差を解消し、「全国一律」へとなっているなかで、東京の「最低賃金審議会」がこのことにも踏み込む議論を求めます。公正な商取引を保障する上でも、地域経済活性化と地域を元気にする上でも、「最低賃金」を身近な賃金とするべく、以下の要求を添えます。

- 1、全国一律最低賃金制度の必要性を審議すること。
- 2、一刻も早く、全国平均で1000円以上になるよう、大幅な引き上げを求めます。
- 3、中小企業の支援策の拡充の方策を具体化すること。
- 4、埼玉や千葉などが行なったように、東京でも意見陳述を実施すること。

以上



[Faint, illegible text spanning the middle of the page, possibly bleed-through from the reverse side.]





# 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

2019年8月19日

東京労働局長  
土田 浩史 殿

〒113-0033 東京都文京区本郷2-36-2 T.M. 畑中ビル302

全国印刷出版産業労働組合総連合会

東京地方連合会

執行委員長 柳澤 孝史

TEL 03-3818-5126

FAX 03-3818-5127

「賃金水準 世界に劣後」。これは、2019年3月19日付日本経済新聞の一面トップの見出しである。「日本の賃金が世界で大きく取り残されている」。「過去20年間の時給をみると日本は9%減り、主要国で唯一のマイナス」、とある(図1)。また、森岡孝二氏作成の「フルタイム労働時間の国際比較」によると、過去15年間で男女ともに労働時間が増加しているのは「先進国」のなかでは日本だけで、年間に換算すると、日本の男性は2,750時間を超えており、ドイツ、フランスと比べると760時間も多い(表1)。一方では、生活できない低賃金のため、ダブルワーク、トリプルワークという細切れかつ長時間の労働を余儀なくされている非正規労働者が増大している(図2)。日本は、突出して長い労働時間がさらに増加し、かつ時間賃金が減少するという、最悪の「貧者のサイクル」(前掲日本経済新聞)に陥っている。

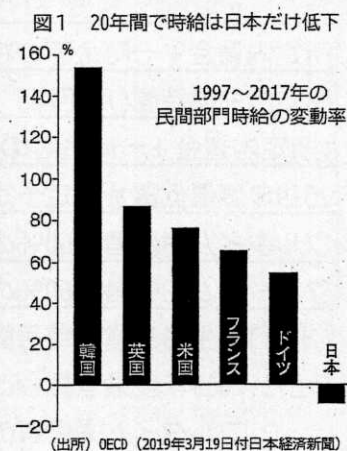
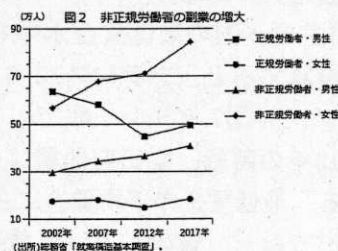


表1 フルタイム労働時間の国際比較

		2001年	2006年	2011年	2016年
日本	男性	50.9	52.5	53.1	53.0
	女性	42.9	44.9	44.1	43.9
アメリカ	男性	43.0	42.9	42.5	40.5
	女性	40.3	40.3	40.2	40.3
イギリス	男性	45.1	43.8	43.6	40.7
	女性	40.2	39.6	39.6	40.0
ドイツ	男性	40.3	40.6	40.9	38.3
	女性	38.6	38.5	38.6	38.2
フランス	男性	39.1	40.1	40.3	38.4
	女性	37.4	37.7	38.2	37.9

(出所) OECD, Average usual weekly hours worked, 2016. 日本は総務省「社会生活基本調査」(各年版)  
\* 森岡孝二「長時間労働を助長する安倍「働き方改革」」『労働総研フォーアターNo.109』本の泉社、2018年5月、5ページ、より。

フルタイム労働者の所定内賃金と最低賃金とを都道府県別に比べると、「見事にリンクして」おり、最低賃金は、「正規労働者をも含めたすべての労働者の賃金に影響をおよぼしている」(後藤道夫他編『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店、2018年10月、205~206ページ)。また、「現在の男性正規では、長時間労働の部分で、時間と年収の逆転が起きています。500万円以上の割合は、週49~59時間44%に対し、60時間超は40%と逆に少なくなっています」(後藤道夫他編、前掲書、21ページ)。



全印総連の家計調査(フルタイム労働者)結果によると、生活水準は15年前より1割以上低下した。「二極化」とか「中間層の低値化」とかと言われているが、それどころではない。二十分位数のすべての分位数で生活水準が低下しており、対応する収入側の可処分所得でみても同じだった。

では、フルタイム労働者(「毎月勤労統計調査」および「賃金構造基本統計調査」の「一般労働者」と同義。以下同じ)の実質賃金はどのように推移しているのだろうか。フルタイム労働者の実質賃金は、図3のとおり、2005年をピークに低下している。2018年は、2005年と比べて2.8%のマイナスである。

2019年度最低賃金改定予定額は全国加重平均で901円で、2018年のフルタイム労働者の「(所定内賃金+一時金等の特別賃金)/所定内労働時間(月平均)」は、2,587円である。2019年度最低賃金改定予定額は、フルタイム労働者の平均賃金の34.8%でしかない。なお、フルタイム労働者の50%の場合は1,294円、同60%の場合は1,552円となる(表2)。

フルタイム労働者の所定内賃金を分位数(実質指数)で見ると、図4のとおりである。第1・四分位数の2018年は、ピークの2003年に対して3.0%減少している。同様に中位数は、



図3 フルタイム労働者の実質賃金の推移  
(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)。  
(注)実質値は、2015年=100とする消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を使用して算出。

表2 2019年度最低賃金改定予定額とフルタイム労働者の平均賃金との比較

所定内賃金+一時金等の特別賃金(月平均)	396,143 (円)
所定内労働時間(月平均)	153.1 (時間)
(所定内賃金+一時金等の特別賃金)/所定内労働時間(月平均)	2,587 (円)
2019年度最低賃金改定予定額と比べると	34.8 (%)
フルタイム労働者の50%の場合	1,294 (円)
フルタイム労働者の60%の場合	1,552 (円)

(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上、2018年確報)。

(注)1.2019年度最低賃金改定予定額は、全国加重平均901円。

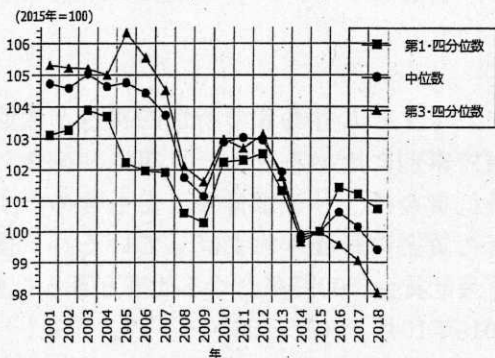
2.フルタイム労働者の平均賃金は、上記「出所」より。

ピークの2003年に対して5.4%減少、第3・四分位数は、ピークの2005年に対して7.8%減少している。第9・十分位数ですら、ピークの2005年に対して7.3%の減少である。所定内賃金額階級別でみると、平均より所定内賃金額の多い階級で増加したのは、月80万円以上の階級で、フルタイム労働者全体の1.3%にすぎない。もはや、「二極化」でも「中間層の低値化」でもない。「98.7%の低値化」である。

「6主要カ国の最低賃金水準を、購買力平価で時給にドル換算すると、フランス10.6ドル、ドイツ10.3ドル、カナダ、英国7.9ドルの順で、日本は最低の6.6ドル」

(2013年の時給、柴田努他編『[新版]図説 経済の論点』旬報社、2019年3月、156~157ページ)である。最低賃金の平均賃金に占める割合については、ヨーロッパでは明確な規制がある。「ヨーロッパでは、「貧困」と「低賃金」が定義づけられているために、最低賃金引き上げ目標が明確になっています。「貧困」は平均的賃金の50%以下の状態、「低賃金」は平均的賃金の60%以下の状態であると定義しています。ですから、当面50%に、さらに60%にという目標が明確にかかげられています」(筒井晴彦『8時間働けばふつうに暮らせる社会を』学習の友社、2017年11月、73ページ)、とある。こうしたヨーロッパの最低賃金政策に倣い、当面フルタイム労働者の平均賃金の50%を実現し、さらに60%をめざすべきである。

図4 フルタイム労働者の所定内賃金の分位数(実質指数)の推移



(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)。  
(注)実質値は、2015年=100とする消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を使用して算出。

表3 最低生計費試算調査結果

都道府県	自治体	最低賃金改定 予定額(円)a	最低生計費 (時間額、月 153.1時間換 算) (円)b	a-b(円)
北海道	札幌市	861	1,470	▲ 609
岩手県	盛岡市	790	1,494	▲ 704
埼玉県	さいたま市	926	1,580	▲ 654
新潟県	新潟市	830	1,591	▲ 761
静岡県	静岡市	885	1,611	▲ 726
愛知県	名古屋市	926	1,482	▲ 556
京都府	京都市	909	1,605	▲ 696
山口県	山口市	829	1,579	▲ 750
福岡県	福岡市	841	1,486	▲ 645
鹿児島県	鹿児島市	790	1,552	▲ 762
全国平均		901		

(出所)全労連「最低生計費試算調査・総括表」(2019年6月)。  
 (注)「月153.1時間」は、フルタイム労働者の2018年平均(厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)より)。

現行最低賃金制度の根本的な欠陥は、その低すぎる水準とともに、地域別に分断し地域間格差を拡大していることである。この間の最低賃金の推移をみれば、現行の「目安」制度ではその矛盾を克服できないことが明らかである。最低賃金は、全国一律とし、8時間働けばふつうに暮らせる水準とするべきである。

全労連の各地での25歳単身者の最低生計費調査によると、最低生計費には地域間格差がほとんど見られず、月額22万円～24万円、時間額1,500円前後に分布している(表3)。また、スーパーやコンビニでは、食品や生活雑貨の価格は全国どこでもほとんど変わらない。最低賃金が低い地域では、高い地域よりも長時間働かないと同じ食品や同じ生活雑貨を買うこともできない

(図5)。「2018年消費者物価地域差指数」をみると、最低賃金の大きな地域間格差の根拠が説明できない(表4)。「消費者物価地域差」は、所得の地域格差による生活水準格差を反映している。「低賃金による低い生活水準」という悪循環が、D・C・Bランクの道府県では、さらに加速することになる。

全国一律の最低賃金制を確立し、欧米「先進国」並の最低賃金の水準を実現することが、日本の「長時間」・「低賃金」に対する根本的な歯止めである。

以上の理由により、つぎの事項について、東京地方最低賃金審議会での再審議を要求する。

- ①最低生計費に基づく全国一律の最低賃金制度を法制化するよう、政府に働きかけること。
- ②最低賃金を、時間額1,500円に引き上げること。

表4 都道府県別最低賃金と消費者物価地域差指数

都道府県	最低賃金改定 予定額 (指数、全 国平均=100) a	消費者物価 地域差指数b	a-b
北海道	95.6	99.8	▲ 4.2
青森県	87.7	98.6	▲ 10.9
岩手県	87.7	99.1	▲ 11.4
宮城県	91.5	98.8	▲ 7.3
秋田県	87.7	98.3	▲ 10.6
山形県	87.7	100.0	▲ 12.3
福島県	88.6	99.4	▲ 10.8
茨城県	94.2	97.9	▲ 3.7
栃木県	94.7	98.2	▲ 3.5
群馬県	92.7	96.3	▲ 3.6
埼玉県	102.8	101.1	1.7
千葉県	102.4	100.5	1.9
東京都	112.4	104.4	8.0
神奈川県	112.2	104.3	7.9
新潟県	92.1	98.7	▲ 6.6
富山県	94.1	99.1	▲ 5.0
石川県	92.3	100.3	▲ 8.0
福井県	92.0	99.4	▲ 7.4
山梨県	92.9	98.7	▲ 5.8
長野県	94.1	97.1	▲ 3.0
岐阜県	94.5	97.4	▲ 2.9
静岡県	98.2	98.5	▲ 0.3
愛知県	102.8	98.0	4.8
三重県	96.9	98.6	▲ 1.7
滋賀県	96.1	99.4	▲ 3.3
京都府	100.9	100.7	0.2
大阪府	107.0	99.8	7.2
兵庫県	99.8	100.3	▲ 0.5
奈良県	92.9	97.1	▲ 4.2
和歌山県	92.1	99.6	▲ 7.5
鳥取県	87.7	98.8	▲ 11.1
島根県	87.7	99.3	▲ 11.6
岡山県	92.5	98.3	▲ 5.8
広島県	96.7	98.9	▲ 2.2
山口県	92.0	98.5	▲ 6.5
徳島県	88.0	99.6	▲ 11.6
香川県	90.8	98.4	▲ 7.6
愛媛県	87.7	98.1	▲ 10.4
高知県	87.7	99.2	▲ 11.5
福岡県	93.3	96.6	▲ 3.3
佐賀県	87.7	97.2	▲ 9.5
長崎県	87.7	99.9	▲ 12.2
熊本県	87.7	98.6	▲ 10.9
大分県	87.7	97.3	▲ 9.6
宮崎県	87.7	96.0	▲ 8.3
鹿児島県	87.7	96.1	▲ 8.4
沖縄県	87.7	98.5	▲ 10.8
全国平均	100.0	100.0	0.0

(出所)総務省「2018年消費者物価地域差指数」。

図5 時給でコープ商品、何が買える？  
—朝ごはん編—

コープ商品	時給
コープ(首都圏)	1025円
神奈川の最賃	983円
食パン	128円
オレンジジュース	148円
ポークウインナー	198円
マーガリン	198円
スイートコーン	98円
ヨーグルト	98円
エビグラタン	98円
合計	966円

コープ生協	時給
かごしま	764円
鹿児島の最賃	761円
食パン	128円
オレンジジュース	148円
ポークウインナー	198円
マーガリン	198円
合計	672円

(出所)生協労連資料より。

以上

